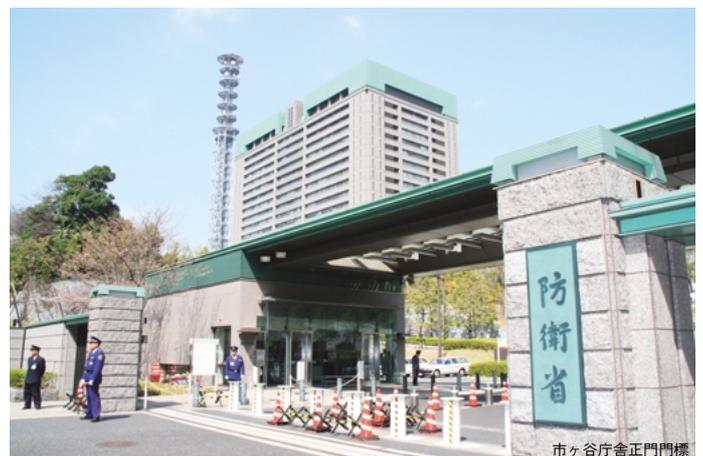


第Ⅱ部

わが国の防衛政策の基本



第Ⅰ部 わが国を取り巻く安全保障環境

概観

第1章
国際社会の課題

第2章
諸外国の国防政策など

第Ⅱ部 わが国の防衛政策の基本

第1章
わが国の防衛の基本的
考え方

【主な内容】

- ・わが国の安全保障を確保する方策
- ・憲法と自衛権
- ・防衛政策の基本

第2章
防衛大綱と防衛力整備

【主な内容】

- ・防衛大綱策定の基本的考え方
- ・防衛大綱の内容
- ・中期防衛力整備計画
- ・平成19年度の防衛力整備
- ・防衛関係費

第3章
防衛省への移行と国際平和
協力活動等の本来任務化

【主な内容】

- ・防衛省・自衛隊の歩み
—防衛省・自衛隊に求められる任務・役割の拡大—
- ・防衛省への移行と本来任務化
- ・防衛省・自衛隊の組織

第Ⅲ部 わが国の防衛のための諸施策

わが国自身の努力

第1章
わが国の防衛のための
自衛隊の運用と災害派
遣や国民保護

同盟国との協力

第2章
日米安全保障体制の
強化

国際社会との協力

第3章
国際的な安全保障環境
の改善

国民とのつながり

第4章
国民と防衛省・自衛隊

第1章

わが国の防衛の基本的考え方

- 第1節 わが国の安全保障を確保する方策
- 第2節 憲法と自衛権
- 第3節 防衛政策の基本



観艦式において受閲部隊からの敬礼に対し答礼する安倍内閣総理大臣

第1節 わが国の安全保障を確保する方策

平和や安全は、国民が安心して生活し、国が発展と繁栄を続けていく上で不可欠である。また、一国の独立は、国が政治、経済、社会のあり方を自ら決定し、その文化、伝統や価値観を保つため、守らなければならないものである。

平和と安全、独立は、願望するだけでは確保できない。ますます相互依存関係を深めている国際社会の現状を踏まえ、自らの防衛力とともに、外交努力、同盟国との協力などさまざまな施策を総合的に講じることで初めて確保できるものである。特に、資源の海外依存度が高く、自由貿易に発展と繁栄の基盤を置くわが国にとっては、国際社会の平和と協調の維持が極めて重要である。

わが国は、日米同盟¹関係をはじめとする二国間の協力関係を強化しつつ、アジア太平洋地域での地域的協力や国際連合（国連）への地球的規模の協力などを積極的に進め、紛争・対立の防止や解決、経済の発展、軍備管理・軍縮の促進、相互理解と信頼関係の増進などを図っている。

また、わが国は、国内においても、国民生活を安定させ、国民の国を守る気概の充実を図り、侵略を招くような隙を生じさせないよう経済、教育などの分野においてさまざまな施策を講じ、安全保障基盤の確立を図っている。

しかし、国際社会の現実を見れば、これらの非軍事的手段による努力のみでは、必ずしも外部からの侵略を未然に防止できず、また、万一侵略を受けた場合にこれを排除することもできないため、国の安全保障を確保すること

は困難である。

防衛力は、侵略を排除する国家の意思と能力を表す安全保障の最終的担保であり、その機能はほかのいかなる手段によっても代替し得ない。このことから、政府は、防衛力の適切な整備を進めるとともに、日米安全保障体制（日米安保体制）を堅持し、その信頼性を向上させて隙のない防衛態勢をとっている。さらに防衛力は、平和維持活動や復興支援など、国際的な安全保障環境を改善してわが国に脅威が及ばないようにする努力という観点からも、その果たす役割の重要性は増してきている。

わが国は、安全保障における防衛力の重要な役割を認識しつつ、さまざまな分野における努力を尽くし、わが国の安全保障を確保するとともに、アジア太平洋地域、ひいては世界の平和と安全の達成を図るものである。



平成18年度防衛大学校卒業式において訓示する
安倍内閣総理大臣

1) 日米同盟という場合、一般的には、日米安保体制を基盤として、日米両国がその基本的価値および利益をともにする国として、安全保障面をはじめ、政治および経済の各分野で緊密に協調・協力していくような関係を表現するものであり、そのような意味として用いる。

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

国家安全保障会議

安倍内閣総理大臣は、第165回臨時国会における所信表明演説（昨年9月29日）で、外交と安全保障に関する官邸の司令塔機能強化に向けた体制の整備に取り組むことを表明した。

これを受けて、昨年11月、総理大臣を議長とし、官房長官、総理大臣補佐官（国家安全保障問題担当）のほか有識者をメンバーに加えた「国家安全保障に関する官邸機能強化会議」が設置され、施策の検討が行われた。

同会議が本年2月に提出した報告書を踏まえ、現行の安全保障会議を抜本的に見直し、国家安全保障会議を設置することを主な内容とする「安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案」が4月6日に閣議決定され、国会に提出された。

同法律（案）の概要は以下のとおりである。

1 会議体の名称変更

- 会議体の名称を「安全保障会議」から「国家安全保障会議」に変更

2 審議事項の見直し

- 審議事項を、我が国の安全保障（国家安全保障）に関する外交・防衛政策の基本方針等の幅広い事項に拡充
- 但し、従来 of 安全保障会議における必須諮問事項については、引き続き維持

3 審議方法の見直し

- 総理大臣・外務大臣・防衛大臣・内閣官房長官の4大臣による会議の枠組みを創設し、国家安全保障に関する事項を審議
- 現行の安全保障会議における必須諮問事項については、引き続き安全保障会議の構成員である9大臣により審議
- なお、いずれの審議も、議長（総理）の判断で、4大臣や9大臣以外の閣僚を審議に参加させることが可能

4 専門会議制度の新設

- 国家安全保障に関する特定の事項について、特に関係のある閣僚が専門的に調査審議する「専門会議」制度を新設

5 総理大臣補佐官

- 総理大臣補佐官（国家安全保障担当）の会議への出席に関する規定を整備

6 事務局

- 国家安全保障会議の事務を処理する事務局を設置し、事務局長などの職員を置く

この国家安全保障会議の創設により、国家安全保障に関して政府全体がより一丸となって動くことができる体制が整備されることが期待される。